正誤表

研究双書 No.639 『中台関係のダイナミズムと台湾——馬英九政権の展開——』に以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

ページ	該当箇所	誤	正
	10~11 行目	…いわゆる「 <mark>逆説明責任」<sup>14)</sup>的関係</mark> におかれることに なる。	…いわゆる「逆説明責任」的状況 <sup>14)</sup> に似た状況におかれることになる。
	14~15 行目	・・・と考えられる(斉藤 2010,8) <sup>16)</sup> 。	・・・と考えられる <sup>16)</sup> 。
60	脚注	14) Stokes (2005) は、民主主義体制において政治 エリートが有権者の支持をつなぎとめるために競争 するのではなく、逆に有権者が政治エリートからの利 益分配を得るために競争しなければならない状況を 「逆説明責任」(perverse accountability)とよんでいる (Stokes 2005, 315-316)。	14) 斉藤(2010)は、ストークスが提起した「逆説明責任」 (perverse accountability)という概念(Stokes 2005)をふまえて、 自民党長期政権下における利益誘導政治を分析している。その なかで、「長期的に政権を担う自民党の存在を前提に、利益分配 にありつくための競争が、有権者の間で展開されることになった」 (斉藤 2010、8)ことを指摘し、有権者が政権党から利益分配を得 るために競争を強いられる状況を「逆説明責任」的状況とよんで いる(斉藤 2010、8)。
61	下から 6~7 行目	…共産党とのあいだで「 <mark>逆説明責任」的関係</mark> におかれることになる。	…共産党とのあいだで「逆説明責任」的状況に似た状況におか れることになる。
66	12~13 行目	…企業家たちが「 <mark>逆説明責任」的関係</mark> におかれてい たためとも…	…企業家たちが「逆説明責任」的状況に似た状況におかれてい たためとも…
225	右段3行目	逆説明責任 60-61,66	「逆説明責任」的状況 60-61,66

(2019年10月11日 学術情報センター成果出版課)